

# 伊勢崎市立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画を公表いたしました。この計画は、将来の人口減少や高齢化を見据え、医療・福祉施設、商業施設や住宅などを誘導し、まとまりのあるまちづくりを実現するものです。

## ★立地適正化計画に定めている区域

### ■居住誘導区域

- ・人口密度を維持し、生活関連サービスなどが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域

### ■都市機能誘導区域

- ・都市機能を誘導し集約することにより、生活関連サービスの効率的な提供を図る区域

## ◆届出が必要な開発・建築等行為◆

居住誘導区域外における一定規模以上の住宅や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備などを行う際は、都市再生特別措置法に基づき、着工の30日前までに届出が必要となります。

### ●居住誘導区域外での開発・建築等行為

#### 開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



#### 建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

### ●都市機能誘導区域外での開発・建築等行為

#### 開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

#### 建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新設しようとする場合
- ・建築物を改築または用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設として、保育所、認定こども園、幼稚園、商業店舗、病院・診療所、専修学校、各種学校などを位置付けています。

※宅地建物取引業法第35条（重要事項の説明等）の対象となります。